

高知市旅館業法施行条例 新旧対照表 (全文)

旧	新
<p>本則 (趣旨) 第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、法、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (構造設備の基準) 第2条 政令第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 客室は、他の客室、廊下等との境に、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを設け、区画すること。 (2) 客室には、他に寝具を収納することができる設備が設けられている場合を除き、適当な位置に寝具を収納する押入れ又はこれに類する保管設備を設けること。ただし、寝台を置く客室については、この限りでない。 (3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、かつ、脱衣場を含む浴室の内部が浴室の外部から容易に見えない構造であること。 (4) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。 (5) 共同洗面設備を設ける場合は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。 (6) 便所を付設しない客室を有する階(その階の宿泊定員が5人未満の場合を除く。以下この条において同じ。)には、調理室及び配膳室から適当な距離を有する位置に、共同便所を設けること。 2 政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>本則 (趣旨) 第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、法、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (構造設備の基準) 第2条 政令第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 客室は、他の客室、廊下等との境に、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを設け、区画すること。 (2) 客室には、他に寝具を収納することができる設備が設けられている場合を除き、適当な位置に寝具を収納する押入れ又はこれに類する保管設備を設けること。ただし、寝台を置く客室については、この限りでない。 (3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、かつ、脱衣場を含む浴室の内部が浴室の外部から容易に見えない構造であること。 (4) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。 (5) 共同洗面設備を設ける場合は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。 (6) 便所を付設しない客室を有する階(その階の宿泊定員が5人未満の場合を除く。以下この条において同じ。)には、調理室及び配膳室から適当な距離を有する位置に、共同便所を設けること。 2 政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>

旧	新
<p>(1) 客室の床面積は、1客室につき4.8平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えている場合</p> <p>イ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合</p> <p>(3) 客室は、他の客室、廊下等との境に、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを設け、区画すること。</p> <p>(4) 複数の宿泊者が同時に利用する客室又はその階には、宿泊者の衣類その他携行物品を十分に収納できる保管設備を宿泊定員に応じ必要数設けること。</p> <p>(5) 階層式寝台を有する場合は、寝台は、2層とし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上とすること。</p> <p>(6) 共同浴室を設ける場合は、前項第3号の規定によること。</p> <p>(7) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。</p> <p>(8) 共同洗面設備を設ける場合は、前項第5号の規定によること。</p> <p>(9) 便所を付設しない客室を有する階への共同便所の設置については、前項第6号の規定によること。</p> <p>3 政令第1条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室の床面積は、1客室につき7平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 客室には、寝具及び宿泊者の携行物品等を十分に収納できる押入れ等の保管設備を設けること。</p> <p>(3) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。</p> <p>(適用緩和)</p>	<p>(1) 客室の床面積は、1客室につき4.8平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えている場合</p> <p>イ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合</p> <p>(3) 客室は、他の客室、廊下等との境に、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを設け、区画すること。</p> <p>(4) 複数の宿泊者が同時に利用する客室又はその階には、宿泊者の衣類その他携行物品を十分に収納できる保管設備を宿泊定員に応じ必要数設けること。</p> <p>(5) 階層式寝台を有する場合は、寝台は、2層とし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上とすること。</p> <p>(6) 共同浴室を設ける場合は、前項第3号の規定によること。</p> <p>(7) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。</p> <p>(8) 共同洗面設備を設ける場合は、前項第5号の規定によること。</p> <p>(9) 便所を付設しない客室を有する階への共同便所の設置については、前項第6号の規定によること。</p> <p>3 政令第1条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室の床面積は、1客室につき7平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 客室には、寝具及び宿泊者の携行物品等を十分に収納できる押入れ等の保管設備を設けること。</p> <p>(3) 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の基準に適合させること。</p> <p>(適用緩和)</p>

旧	新
<p>第3条 省令第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって前条の基準による必要がない場合又は同条の基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、同条の基準によらないことができるものとする。 (学校等に類する施設)</p> <p>第4条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館 (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所 (5) <u>都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の規定に基づき設置された児童公園</u> (6) 青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設であって、前各号に掲げる施設に類するものとして市長が指定するもの <p>2 市長は、前項第6号の規定により施設を指定するときは、当該施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。 (許可等について意見を求める者)</p> <p>第5条 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置者が国である施設 当該施設の長 (2) 設置者が地方公共団体である施設 当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であって、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の存する市町村の長 (衛生措置の基準) 	<p>第3条 省令第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって前条の基準による必要がない場合又は同条の基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、同条の基準によらないことができるものとする。 (学校等に類する施設)</p> <p>第4条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館 (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所 (5) <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園</u> (6) 青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設であって、前各号に掲げる施設に類するものとして市長が指定するもの <p>2 市長は、前項第6号の規定により施設を指定するときは、当該施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。 (許可等について意見を求める者)</p> <p>第5条 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置者が国である施設 当該施設の長 (2) 設置者が地方公共団体である施設 当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であって、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の存する市町村の長 (衛生措置の基準)

旧	新
<p>第6条 法第4条第2項に規定する条例で定める宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業の施設の換気及び照明は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 換気は、自然換気又は空気調和設備若しくは機械換気設備により十分に行うこと。</p> <p>イ 空気調和設備及び機械換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合には、速やかに補修すること。</p> <p>ウ 照明設備は、定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。</p> <p>(2) 寝具を清潔に保持するため、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 布団、枕及び毛布は、敷布、シーツ又はカバーで適切に覆うこと。</p> <p>イ 寝衣、敷布、シーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接身体に接触する物(以下「寝衣等」という。)は、宿泊者1人ごとに(同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他の寝衣等は少なくとも3日に1回)洗濯したものと取り替えること。</p> <p>ウ 布団、枕、毛布及びこれらに類するものは、定期的に除^{じん}塵、除湿及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 営業の施設を常に清潔に保持するため、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 客室、浴室等の内外は、定期的に清掃するとともに、ねずみ、昆虫等の防除に努めること。</p> <p>イ 浴室は、入浴設備が常に使用できるように、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の2衛生措置の基準の表に定める措置を講ずること。</p> <p>エ 便所は、毎日清掃するとともに、ねずみ、昆虫等及び臭気の防除に努め、必要に応じて消毒すること。</p>	<p>第6条 法第4条第2項に規定する条例で定める宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業の施設の換気及び照明は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 換気は、自然換気又は空気調和設備若しくは機械換気設備により十分に行うこと。</p> <p>イ 空気調和設備及び機械換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合には、速やかに補修すること。</p> <p>ウ 照明設備は、定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。</p> <p>(2) 寝具を清潔に保持するため、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 布団、枕及び毛布は、敷布、シーツ又はカバーで適切に覆うこと。</p> <p>イ 寝衣、敷布、シーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接身体に接触する物(以下「寝衣等」という。)は、宿泊者1人ごとに(同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他の寝衣等は少なくとも3日に1回)洗濯したものと取り替えること。</p> <p>ウ 布団、枕、毛布及びこれらに類するものは、定期的に除^{じん}塵、除湿及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 営業の施設を常に清潔に保持するため、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 客室、浴室等の内外は、定期的に清掃するとともに、ねずみ、昆虫等の防除に努めること。</p> <p>イ 浴室は、入浴設備が常に使用できるように、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 入浴設備は、レジオネラ症防止のため、別表の2衛生措置の基準の表に定める措置を講ずること。</p> <p>エ 便所は、毎日清掃するとともに、ねずみ、昆虫等及び臭気の防除に努め、必要に応じて消毒すること。</p>

旧	新
<p>オ 便所の手洗い設備は、流水式とし、消毒液又はせっけん若しくはハンドソープ等を備え、常に手洗いに支障のないようにすること。</p> <p>カ 洗面所は、洗面用として、飲用に適する湯又は水を十分に供給するとともに、せっけん又はハンドソープ等を備えること。</p> <p>2 <u>別表の2衛生措置の基準の表第11号の水質検査の結果、規則で定める基準を超えていた場合には、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。</u> (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が法第6条第1項に規定する事項を告げようとし ないとき。</p> <p>別表（第2条、第6条関係）</p> <p>1 構造設備の基準</p> <p>(1) <u>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造とすること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>オ 便所の手洗い設備は、流水式とし、消毒液又はせっけん若しくはハンドソープ等を備え、常に手洗いに支障のないようにすること。</p> <p>カ 洗面所は、洗面用として、飲用に適する湯又は水を十分に供給するとともに、せっけん又はハンドソープ等を備えること。</p> <p>2 <u>別表の2衛生措置の基準の表第13号の水質検査の結果、規則で定める基準を超えていた場合には、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。</u> (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が法第6条第1項に規定する事項を告げようとし ないとき。</p> <p>別表（第2条、第6条関係）</p> <p>1 構造設備の基準</p> <p>(1) <u>貯湯槽の構造設備は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア <u>通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水を消毒できる設備が備えられていること。</u></p> <p>イ <u>完全に排水できる構造であること。</u></p>

旧	新
<p>(2) <u>ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を置くこと。</u></p> <p>(3) 連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。</p> <p>(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる設備にあっては、浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</p> <p>(6) <u>オーバーフロー回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための槽をいう。以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設を避け、清掃及び消毒が容易に行える位置又は構造になっていること。</u></p> <p>(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）の<u>空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(2) <u>ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。</u></p> <p>(3) 連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。</p> <p>(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる設備にあっては、浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</p> <p>(6) <u>オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。以下同じ。）及びオーバーフロー回収槽（オーバーフロー水を回収し、貯留するための槽をいう。以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽へ送るための配管をいう。以下同じ。）を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が設けられていること。</u></p> <p>(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）の<u>構造設備は、次に掲げるとおりとする。</u> ア <u>空気取入口から土ぼこり等が入らないような構造であること。</u> イ <u>点検、清掃及び排水が可能であること。</u></p> <p>(8) <u>水位計を設置するに当たっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式のものを設置すること。</u></p> <p>(9) <u>調節箱は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。</u></p> <p>(10) <u>配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造であること。</u></p>

旧	新
<p>(8) 屋内の浴槽と屋外の浴槽との間は、配管等を通じて、屋外の浴槽の湯が屋内の浴槽の湯に混じることのない構造であること。</p> <p>2 衛生措置の基準</p> <p>(1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</p> <p>(4) 浴槽は、毎日完全に換水して清掃すること。ただし、循環式浴槽を使用している場合であつて、これにより難しいときは、1週間に1回以上完全に換水して清掃すること。</p> <p>(5) 循環式浴槽を使用している場合にあつては、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用するものとし、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該措置に係る測定の結果を、当該測定の日から3年間保管すること。ただし、<u>原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(11) 屋内の浴槽と屋外の浴槽との間は、配管等を通じて、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じることのない構造であること。</p> <p>2 衛生措置の基準</p> <p>(1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</p> <p>(4) 浴槽は、毎日完全に換水して清掃すること。ただし、循環式浴槽を使用している場合であつて、これにより難しいときは、1週間に1回以上完全に換水して清掃すること。</p> <p>(5) 循環式浴槽を使用している場合にあつては、1週間に1回以上、ろ過器内の汚れを逆洗浄等の方法により十分に排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な方法で生物膜の除去及び消毒を行うこと。</p> <p>(6) <u>年に1回程度、循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。</u></p> <p>(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用するものとし、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該措置に係る測定の結果を、当該測定の日から3年間保管すること。ただし、<u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業若しくは同条第6項に規定する専用水道により供給される水のみを原水及び原湯として使用し、循環式浴槽を使用せず、かつ、入浴者ごとに浴槽水を完全に換水する場合、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬</u></p>

旧	新
<p>ア 遊離塩素による消毒 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。</p> <p>イ 結合塩素のモノクロラミンによる消毒 浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。</p> <p>(7) 前号本文の場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤は原則としてろ過器の直前に投入すること。</p> <p>(8) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(9) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。 (新設)</p> <p>(10) 洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するための調節箱は、定期的に清掃を行うこと。</p> <p>(11) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあつては1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）水質検査を行い、規則で定める基準に適合していることを確認するとともに、当該検査結果は検査の日から3年間保管すること。</p> <p>(12) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、<u>回収槽の内部</u>の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジ</p>	<p>剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 遊離塩素による消毒 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。</p> <p>イ 結合塩素のモノクロラミンによる消毒 浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。</p> <p>(8) 前号本文の場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤は原則としてろ過器の直前に投入すること。</p> <p>(9) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(10) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(11) <u>水位計配管は、定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(12) 調節箱は、定期的に<u>生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(13) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあつては1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）水質検査を行い、規則で定める基準に適合していることを確認するとともに、当該検査結果は検査の日から3年間保管すること。<u>ただし、水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道により供給される水のみを原水及び原湯として使用し、循環式浴槽を使用せず、かつ、入浴者ごとに浴槽水を完全に換水する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の</u></p>

旧	新
<p>オネラ属菌が繁殖しないように、<u>回収槽の水の塩素消毒等を行うこと。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>13</u> 打たせ湯、シャワー及び気泡発生装置等の設備には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。</p> <p><u>14</u> 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。</p> <p><u>15</u> 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>備考</p> <p>(新設)</p> <p><u>1</u> この表において「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するために、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p><u>2</u> この表において「逆洗浄」とは、湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> この表において「生物膜」とは、配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性性物質で形成されたものをいう。</p>	<p>内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、<u>レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p><u>15</u> 気泡発生装置等は、<u>適宜清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。</u></p> <p><u>16</u> シャワー設備は、<u>適宜通水し、清掃を行うこと。</u></p> <p><u>17</u> 打たせ湯、シャワー及び気泡発生装置等の設備には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。</p> <p><u>18</u> 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。</p> <p><u>19</u> 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> この表において「貯湯槽」とは、<u>原湯等を貯留する槽をいう。</u></p> <p><u>2</u> この表において「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するために、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p><u>3</u> この表において「逆洗浄」とは、湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。</p> <p><u>4</u> この表において「集毛器」とは、<u>浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪又は比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</u></p> <p><u>5</u> この表において「循環配管」とは、<u>湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</u></p> <p><u>6</u> この表において「調節箱」とは、<u>洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</u></p> <p><u>7</u> この表において「生物膜」とは、配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性性物質で形成されたものをいう。</p>

旧	新
<p><u>4</u> この表において「循環式浴槽」とは、温泉水及び水道水の使用量を少なくする等の目的で、浴槽水をろ過器等を用いてろ過し、循環させる構造の浴槽をいう。</p> <p><u>5</u> この表において「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</p>	<p><u>8</u> この表において「循環式浴槽」とは、温泉水及び水道水の使用量を少なくする等の目的で、浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。</p> <p>(削る)</p>